

令和3年6月8日

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 1 被処分業者（産業廃棄物収集運搬業）
大分県中津市大字福島1587番地1
有限会社翔樹（しょうき）
代表取締役 桐井 裕樹（きりい ひろき）
- 2 処分日
令和3年6月8日
- 3 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
- 4 行政処分の理由
有限会社翔樹の役員が罰金刑に処せられ、その執行が終わって5年を経過していないことが判明した。
このことにより、同役員は法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号二の欠格要件に該当し、被処分者は法第14条第5項第2号二の欠格要件に該当するに至った。
このことは、法第14条の3の2第1項第4号の産業廃棄物収集運搬業の許可の取消事由に該当する。

〔問い合わせ先〕
生活環境部循環社会推進課
廃棄物監視指導班
電話番号 097-506-3134・3129